

兵庫県保健医療計画の改定

1 改定の趣旨

現行の兵庫県保健医療計画（H25.4 告示）が改定期限を迎えるため、H30.4.1 改定に向けて作業を進める。

2 主な改定のポイント

①計画期間	5年→6年（中間年となる3年にも調査、分析等を実施）に見直し
②圏域設定	入院患者の動向等地域の実情を考慮し、2次保健医療圏域の設定を検討
③基準病床	H28年4月に改定したところであることから、今回改定は行わない。
④地域医療構想	H37 必要病床数、在宅医療必要数等の地域医療構想を記載
⑤計画基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の一体化・連携（医療計画と介護計画（県・市町）との整合） ・医療・介護人材の総合的確保と質の向上 ・良質で効率的な医療提供体制の確立
⑥5疾病・5事業及び在宅医療等	<ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋梗塞：「心筋梗塞等の心血管疾患」に見直し ・精神疾患：提供する医療・地域連携を推進する機能を、多様な精神疾患等毎に検討 ・災害医療：JMATとの連携、DPATの整備を明確化 ・へき地医療：へき地保健医療計画を医療計画へ一本化 ・救急医療：精神科救急医療との連携体制を確保することを明確化 ・周産期医療：周産期医療体制整備計画を医療計画へ一本化 ・小児医療：地域における受入体制の充実について明確化 ・在宅医療：介護サービスとの調整、目標数値の設定 ・薬局：医療機関との連携について明確化

3 検討組織

